

訪問看護（介護予防訪問看護）運営規定

（事業の目的）

第1条 医療法人徳洲会 石垣島徳洲会病院（以下「石垣島徳洲会病院」という）が実施する指定訪問看護事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援又は要介護状態にある者（以下「要介護者等」という）に対して適切な訪問看護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営方針は次の通りとする。

- （1）利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図る。
- （2）利用者の意志および人格を尊重し常に利用者や家族の立場に立った訪問看護サービスを提供する。
- （3）関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 訪問看護を実施する事業所の名称及び所在地等は次の通りとする。

- （1）名 称 石垣島徳洲会病院 訪問看護事業所
- （2）所 在 地 沖縄県石垣市大浜字南大浜 446-1
- （3）電話番号 0980-88-0123
- （4）F A X 0980-82-9511

（事業所の職員）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種・員数・職務内容は次の通りとする。

看護師 1名以上

職務内容は訪問看護・介護予防訪問看護計画書及び報告書を作成して利用者又はその家族に説明する。医師の指示のもと指定訪問看護及び指定訪問介護予防訪問看護の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は次の通りとする。

月曜日～金曜日 8：30～17：00

土曜日 8：30～12：30

但し、12月31日から1月3日は休みとする。

台風等の災害発生時には休業とすることがある。
緊急時の訪問看護ができるよう 24 時間の連絡体制をとる。

(事業の実施地域)

第 6 条 事業の実施地域は次の通りとする。
石垣市・竹富町

(事業の内容)

第 7 条 事業の内容は次の通り

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪などによる清潔の保持
- (3) 食事及び排泄などの日常生活の世話
- (4) 褥瘡予防・処置
- (5) 内服薬の管理、援助
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) カテーテルなどの留置物の管理
- (9) リハビリテーション
- (10) 療養生活や介護方法についての指導・相談業務
- (11) その他：医師の指示による医療処置

(利用料など)

第 8 条

- (1) 指定訪問看護および指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護および指定介護予防訪問看護が法廷受領サービスである時は 1 割から 3 割の額とする。
- (2) 交通費は徴収しません。
- (3) 利用料の支払いについては、利用者またはその家族に事前に文書で説明した上で同意する旨の署名を受け取るとする。

(緊急時における対応方法)

第 9 条

- (1) 看護師はサービス提供中に利用者の体調や容体の急変またはその他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急手当を行うとともに速やかに主治医へ連絡を行い指示を求める等の必要な処置を講じる。
- (2) 前項についてしかるべき処置をした場合には速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第10条 相談並びに苦情等については次の通りとする。

利用者又はその家族からの相談並びに苦情等を受付ける窓口を設置し、気軽に相談及び要望ができる環境作りに努める。また、発生した案件に対しては迅速且つ誠意をもって対応するものとする。

(事故対応)

第11条 事故発生時の対応は次の通りとする。

- (1) サービス提供時に事故が発生した場合は、当該利用者・家族・関係市町村・当該利用者に関わる居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
- (2) 事故の状況及びその経過については記録を行うこととする。
- (3) サービス提供に起因して賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償に必要なあらゆる措置を行うものとする。

(その他、運営に関する留意事項)

第12条 その他の関する事項は次の通りとする。

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 従業者が退職後においてもその従業中に知り得た利用者又はその家族の情報を他に漏らしてはならない旨を遵守させる。
- (3) 事業所は居宅療養管理指導等に関する記録を整備するとともに、そのサービスの提供が完結した日から5年間を保存期間とする。
- (4) この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は医療法人 石垣島徳洲会病院と事業所管理者が協議により定めるものとする。

(高齢者虐待防止・権利擁護について)

第13条 事業者は利用者の人権保護、虐待防止の為に必要措置を講じます。

高齢者虐待防止に関する取り組み

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。
- (3) 虐待発生またはその再発防止するための指針を整備します。
- (4) 従業者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) 成年後見制度の利用を支援します。
- (6) 虐待防止に関する責任者を石垣 真由美を選定します。

- (7) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為の緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしません。万が一、身体拘束を行う場合その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

附 則

この規定は令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。